

天理市体育施設
指定管理者業務仕様書

令和8年7月

天理市くらし文化部
文化スポーツ振興課

目 次

I 体育施設の基本事項

1. 所在地及び規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 休館（場）日及び開館（場）時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 休館（場）日
 - (2) 開館（場）時間
3. 受付時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 人員の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 統括責任者と従事者の配置
 - (2) 勤務体制
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 指定管理者が行う業務内容

1. 利用の許可等に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 利用料金の徴収等に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 利用料金
 - (2) 利用料金徴収業務
 - (3) 利用料金還付業務
 - (4) 利用料金減免業務
 - (5) その他
3. 施設等の利用に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 利用者指導・事故の防止等
 - (2) 利用者の安全確保
 - (3) 備品等の貸し出し
4. 施設等の維持管理及び修繕に関する業務・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 施設及び設備等の維持管理
 - (2) 施設及び設備等の修繕に関する業務
 - (3) 備品等の維持管理
 - (4) 物品の管理等
 - (5) 施設の清掃及び植栽の維持管理
 - (6) 駐車場等の管理
 - (7) 保安全管理
 - (8) その他
5. 利用者サービスに関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 自主事業
- (2) 自動販売機の設置
- (3) 物品の販売

6. 緊急時の対応に関する業務 8

- (1) 危機管理計画書の作成
- (2) 緊急時の対応
- (3) 訓練の実施について
- (4) 保険への加入
- (5) 事故等の報告

7. 報告、調査等に関する業務 8

- (1) 事業計画書の作成・提出について
- (2) 業務報告書の作成・提出について
- (3) 事業報告書の作成・提出について
- (4) 調査について

8. 自己評価に関する業務 9

9. その他、施設の管理運営に必要と認められる業務 9

- (1) 防犯・防火等の対策
- (2) 備品等の貸与
- (3) 車両の貸与
- (4) ホームページ及びリーフレットの作成等

Ⅲ 留意事項

1. 特定団体への管理運営委託 10

2. 借地契約について 10

3. 機械警備業務について 10

4. 天理市体育協会事務所等の貸与について 10

5. 天理市グラウンド・ゴルフ場について 11

6. 自主事業について 11

7. 業務の引継ぎ 11

8. その他 11

天理市体育施設指定管理者募集要項（以下「要項」という。）の規定に基づき、指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この業務仕様書に従い実施するものとする。

I 体育施設の基本事項

1. 所在地及び規模

名 称	場 所	施設規模
奈良県天理健民運動場	西長柄町 595 番地	面積 16,489 m ² 夜間照明
天理市白川ダム運動場	檜町 895 番地	面積 7,750 m ² (ゲートボール場を含む)
天理市二階堂運動場	嘉幡町 520 番地	面積 5,580 m ² (庭球場を含む)
天理市福住運動場	福住町 4792 番地 26	面積 6,006 m ² (庭球場 3 面分を含む)
天理市天理ダム運動場	下仁興町 458 番地 1	面積 7,513 m ² (旧アーチェリー場を含む)
天理市立総合体育館	西長柄町 595 番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 5,329 m ²
天理市立二階堂体育館	嘉幡町 520 番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 691 m ²
天理市立三島体育館	三島町 140 番地 1	鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 670 m ²
天理市立庭球場	西長柄町 595 番地	面積 5,954 m ² (合算) 砂入り人工芝コート 4 面×2 ヶ所 一部夜間照明
天理市グラウンド・ゴルフ場	杉本町 150 番地	面積 7,127 m ² 天然芝 8 ホール×2 コース

2. 休館(場)日及び開館(場)時間

体育施設の休館(場)日及び開館(場)時間等は次のとおりとする。ただし、指定管理者は天理市（以下「市」という。）の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 休館(場)日

- ・ 水曜日(その日が祝日の場合は、次の平日)
- ・ 12月25日から翌年1月5日までの間

(2) 開館(場)時間

体育施設の名称	開館(場)時間
奈良県天理健民運動場	午前9時から午後9時まで

天理市立庭球場	(11月1日から3月31日は午後5時まで)
天理市白川ダム運動場	午前9時から午後5時まで
天理市天理ダム運動場	
天理市二階堂運動場	
天理市福住運動場	
天理市グラウンド・ゴルフ場	
天理市立二階堂体育館	午前9時から午後9時まで
天理市立三島体育館	
天理市立総合体育館	

3. 受付時間

休館(場)日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後9時までの施設利用がある場合は午後8時までとする。

4. 人員の配置

配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、各施設の管理運営に支障がないようにすること。また、甲種防火管理者を各施設に配置すること。

なお、次の施設については、指定する最低人員以上の人数を常勤させること。

施設名	最低人員数
天理市立総合体育館	2人
天理市立二階堂体育館	1人
天理市立三島体育館	1人
天理市グラウンド・ゴルフ場	1人

※天理市福住運動場管理事務所は、現在奈良県広域消防組合が天理消防署東出張所として使用しており、天理市福住運動場の受付業務を東出張所に勤務する職員が行っている。これについては今後も同様の取り扱いとする。

(1) 統括責任者と従事者の配置

管理運営業務を実施するため、統括責任者及び従事者を配置すること。その配置にあたっては、施設の設置目的の達成のために必要な人員構成、人数を確保すること。

① 統括責任者

指定管理業務を統括できる者で、市及び関係機関並びに地域住民等との連携体制を確保する責務を負う。なお、開館中は統括責任者又はその任務を負う者を常に配置すること。

② 従事者

指定管理業務を円滑、安全に実施する運営責務を負う。

(2) 勤務体制

- ・施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。
- ・従事者等が負傷、疾病、その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。
- ・従事者等の労務管理、安全衛生管理等については、関係法令を遵守し適切に行うこと。

5. その他

- ・指定管理者が行う業務については、体育施設に関する条例及び同施行規則をはじめ、関係法令等の規定に従うこと。
- ・市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、適切に管理運営を行うこと。
- ・市及び市の関連機関が実施する業務に協力すること。
- ・特定の個人及び団体並びにグループ等に対し、有利あるいは不利にならないよう管理運営を行うこと。
- ・地域住民や利用者等市民のニーズを常に把握し運営管理に反映させること。
- ・近隣住民や組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- ・個人情報の適切な管理を行うこと。
- ・ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等環境に配慮した運営を行うこと。

II 指定管理者が行う業務内容

1. 利用の許可等に関する業務

- ・施設の予約及び許可申請の受理並びにその許可に関すること。
- ・利用の制限及び取消、または変更申請の受理及びその許可に関すること。
- ・利用しようとする日の属する月の前月初日から受付可能とする。
- ・毎月初日等（土、日、祝日を除く施設開場日）に1ヶ月後の施設利用分の抽選会を開催すること。なお、市外利用者はその翌日から随時受付とする。
- ・次年度の市及び各種団体が実施する競技大会やイベント等の施設利用に関し、年間施設利用調整会議を開催すること。なお、その内容、方法、時期等は市と協議する。
- ・予約受付ができる施設は次のとおりとする。ただし、天理市立総合体育館で天理市福住運動場の予約を受け付けた場合、すみやかに天理消防署東出張所へ連絡すること。

受付場所	受付できる施設
天理市立総合体育館	天理市立総合体育館 天理市立庭球場 奈良県天理健民運動場 天理市白川ダム運動場（ゲートボール場含む）

	天理市天理ダム運動場 天理市福住運動場（庭球場を含む）
天理市立二階堂体育館	天理市立二階堂体育館 天理市二階堂運動場
天理市立三島体育館	天理市立三島体育館
天理市福住運動場	天理市福住運動場（庭球場を除く）
天理市グラウンド・ゴルフ場	天理市グラウンド・ゴルフ場

- ・電話での施設の空き情報や受付方法等の情報提供を行うこと。ただし、電話での仮予約及び予約はしないものとする。
- ・雨天等の天候不良により施設の利用が不可能と判断した場合の利用者への連絡及び利用料金の還付受付等を行うこと。
- ・当市が指定する施設予約システム（現在は奈良スーパーアプリ）による施設予約情報の公開及び仮予約等に関すること。

2. 利用料金の徴収等に関する業務

(1) 利用料金

- ・利用料金は、天理市体育施設条例（以下、「条例」という。）の規定による金額の範囲内で市の承認を得て定めるものとする。
- ・利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

(2) 利用料金徴収業務

- ・利用料金（附属設備を含む）を徴収し、利用者に領収書を交付すること。
- ・帳簿等を用いて利用料金収入を整理すること。

(3) 利用料金還付業務

納付された利用料金は還付しない。ただし、条例及び天理市体育施設施行規則（以下、「規則」という。）に定める基準により、指定管理者は、その全部又は一部を還付する。

(4) 利用料金減免業務

指定管理者は、規則の定めにより、利用料金の全部又は一部を減免する。

(5) その他

利用料金以外の業務提供について、別途料金を徴収する場合は、市の承認を得ること。

3. 施設等の利用に関する業務

(1) 利用者指導・事故の防止等

- ・指定管理者は、危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のための利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用者へ指導を行うこと。

・利用備品等の設置、後片付け等は原則利用者自身で行ってもらおうよう指導するが、移動式バスケットゴールやフットサルゴール等利用者だけでは危険が伴うものについては必要な対応をすること。

(2) 利用者の安全確保

・指定管理者は、利用者に被害が生じる恐れのある気象警報や注意報が発令された時は、利用者の安全を確保すること。

・光化学スモッグ、熱中症警戒アラート等が発令された場合は、利用者に注意を喚起するとともにその旨を掲示すること。また、光化学スモッグ警報等が発令された場合は施設利用者に警告するとともにその旨を掲示し、屋外施設利用者を屋内へ避難させ閉場とすること。

(3) 備品等の貸し出し

指定管理者は、市及び市の関連機関、利用者及び市民等から施設が管理する備品等の借用の申し出があった場合は、可能な限り許可しその要望に応えること。

4. 施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(1) 施設及び設備等の維持管理

指定管理者は、施設が持つ機能を最大限に活用するとともに、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、安全面、衛生面及び機能面に留意して適切な管理を行うとともに、日常の運用に支障をきたさないよう法定点検、日常点検の実施など適切な管理に努めること。維持管理業務の詳細については、別表の「施設別維持管理業務委託等状況」を参考とすること。

なお、閉場している長柄運動公園内の天理市立水泳プール施設及び天理市天理ダム風致公園内の旧アーチェリー場の維持管理業務も行うこと。以下の項目についても同様とする。

(2) 施設及び設備等の修繕に関する業務

指定管理者は、施設及び設備等破損・故障等の不具合が生じたときは、市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。

(3) 備品等の維持管理

指定管理者は、市所有の備品等（以下、「市備品」という。）を無償で使用することができる。指定管理者は、市備品について適切な管理を行うものとし、市備品の保守点検・修理に要する費用は、原則として指定管理者の負担とする。ただし、市備品の経年劣化等による更新が必要となった場合は、指定管理者が提案のうえ、市とその内容について協議し、購入等の検討を行うこと。なお、指定期間終了後、指定管理者は市備品を市に返却すること。

その他、指定管理者は、施設の管理運営に必要となる備品等を自らの責任と費用において購入または調達し、管理運営の用に供すること。（以

下、「指定管理者備品」という。)指定管理者は、指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更となる場合、自らの責任と費用により指定管理者備品を撤去又は撤収するものとする。ただし、次期指定管理者と協議のうえ、本市または本市が指定するものに対し、指定管理者備品を引き継ぐことができる。

(4) 物品の管理等

指定管理者が指定管理料で購入した消耗品、備品及び修繕により結果として物品を取得することとなる場合、その物品は市の所有に属するものとする。また、指定管理者は市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意を持って管理すること。

(5) 施設の清掃及び植栽の維持管理

指定管理者は、施設利用者が快適に施設を利用することができるように日常清掃及び定期清掃を実施すること。運動場については、定期的な除草作業と土入れ等整備を徹底すること。

※長柄運動公園内のウォーキングコースについても、市民の健康増進を目的として設置していることから、定期清掃（特に、排水桝内の清掃等）を実施すること。

また、植栽がある施設については、保護、育成、剪定等、所要の措置を実施し、施設環境を良好に保つこと。特に高木の剪定等に関しては、近隣の住宅や施設などに影響を及ぼさないよう市と協議を行いながら管理を徹底するとともに、近隣住民などから苦情等があった場合は迅速に対応すること。なお、奈良県天理健民運動場等の所在地である長柄運動公園は、市の都市公園の一部という観点から、植栽の維持管理業務（いわゆる剪定等業務）等については、市内造園業者（天理市入札指名業者）に対して見積合わせを行うこと。

(6) 駐車場等の管理

指定管理者は、駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。競技大会やイベント開催等混乱が予想される場合、周辺道路への不法駐車を監視し、周辺住民に迷惑をかけることがないように十分に配慮すること。

(7) 保安管理

指定管理者は、施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪、不法投棄及び火災等災害の発生を警戒、防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために保安管理を適切に行うこと。

(8) その他

荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定や収納、その他適切な措置を講じること。また、荒天後は施設を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに市へ報告を行うとともに二次被害を引き起こさないよう処置を行うこと。

5. 利用者サービスに関する業務

(1) 自主事業

指定管理者は、生涯スポーツの振興及び利用者サービスの向上のため、本業務の実施を妨げない範囲において次に記載する自主事業を積極的に実施すること。なお、自主事業とは指定管理者が体育施設等の設置目的を損なわない範囲で、市の承認を得て魅力ある事業を独自に展開することをいう。ただし、自主事業に係る費用はすべて指定管理者の負担とする。

- ① スポーツ教室
- ② 体操、健康教室
- ③ 文化教室等
- ④ スポーツプログラムの提供
- ⑤ トレーニング室等の設備の充実
- ⑥ イベントの開催
- ⑦ その他

(注)「⑤トレーニング室等の設備の充実」について、現在トレーニング室は多くの市民が利用する施設であるため、指定管理者は現状の設備と同等以上のマシンを設置すること。また、市立総合体育館主競技場に設置されているエアコンについても、利用者の快適な運動環境確保のため、現状と同等以上の設備を継続して設置・維持管理すること。なお、自主事業としての機器導入のため、指定管理料で支出することはできない。

(2) 自動販売機の設置

長柄運動公園、天理市立二階堂体育館、天理市立三島体育館、天理市グラウンド・ゴルフ場には、体育施設等の設置目的を損なわない範囲で、許可を得て自動販売機を設置すること。

ただし、市立総合体育館内及び長柄運動公園西側多目的グラウンド(以下、「西側グラウンド」という)に設置している自動販売機は、「天理市、天理大学及びコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とのスポーツ振興及び健康づくりの連携に関する協定書」の目的を達成するために、天理市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社が締結した自動販売機設置協定書をもとに設置しているものであり、継続して設置する。

※自動販売機設置に係り発生する電気代については指定管理料より一括で支払っているが、指定管理者はコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とその支払いについて「自動販売機設置覚書」の締結を行っている。

(3) 物品の販売

体育施設等の設置目的を損なわない範囲で、物品を販売することができる。特に、市立総合体育館内の物販スペースでは、指定管理者独自の方法により、積極的な販促を行うこと。地方創生や地域の活性化等の観点から、市内の特産品等も一部販売に取り入れることも望ましい。

6. 緊急時の対応に関する業務

(1) 危機管理計画書の作成

指定管理者は、天理市地域防災計画に基づき、各施設の災害時及び緊急時に備えた危機管理計画を作成し、市の許可を得ること。また、指定避難所として設定されている天理市長柄運動公園（奈良県天理健民運動場及び天理市立総合体育館、天理市立庭球場の設置場所）・天理市立三島体育館・天理市立二階堂体育館については特に、実際災害等が発生した際には、市の指示のもと適正な体制の整備に努めるとともにその運営に協力すること。

(2) 緊急時の対応

利用者の安全を第一とし、事件、事故、災害等の緊急時には迅速かつ適切に対応すること。また、施設が避難場所として使用される時は、指定管理者は市と協力して管理を行うこと。

なお、指定管理者は、天理市立総合体育館（2ヶ所）、天理市立二階堂体育館（1ヶ所）、天理市立三島体育館（1ヶ所）、天理市グラウンド・ゴルフ場（1ヶ所）、天理市福住運動場管理事務所（1ヶ所）においてAED（自動体外式除細動器）を設置し、必要な点検を行うこと。また、緊急時には迅速に対応できるよう、日頃より操作訓練等を行うこと。

(3) 訓練の実施について

消防法等に基づき、緊急時に適正に対応する訓練などを計画に基づいて実施すること。

(4) 保険への加入

指定管理者は募集要項等に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で保険に加入すること。なお、建築物に対する保険については市が加入する。

(5) 事故等の報告

事故、盗難、破壊等の犯罪、火災等災害、施設及び設備等の故障発生時には直ちに市に報告すること。

7. 報告、調査等に関する業務

(1) 事業計画書の作成・提出について

指定管理者は、次年度の事業計画を策定し、毎年10月末までに事業計画書及び収支予算書を市に提出すること。なお、指定管理初年度分については、協定書の締結後すみやかに提出すること。事業計画書の策定については、市と調整を図ること。また、市が行うべき施設の大規模修繕の必要が生じた場合、直近の9月末までに市に要望すること。

(2) 業務報告書の作成・提出について

・指定管理者は、施設の利用状況等の運營業務及び維持管理等の管理業

務の実施状況等を記載した業務日報や、利用者からの意見、要望等とその結果及び対応策を記録した帳票、その他業務に必要な台帳等（以下「業務日報等」という。）を施設別に作成すること。

- ・業務日報等を基に、月合計にまとめた業務報告書を作成し、翌月10日までに市へ提出すること。

（3）事業報告書の作成・提出について

指定管理者は、前年度の事業報告書、収支決算書及び利用実績等の統計資料を作成し、毎年5月末までに市に提出すること。

（4）調査について

- ・市は必要に応じて予算執行、労務管理、施設、物品、各種帳簿の調査を行うことができることとする。
- ・指定管理者は、市から各種調査の依頼があった場合、必要な対応を行うこと。

8. 自己評価に関する業務

施設管理運営業務の質的な向上により、市民サービスの増進を図るため、定期的に利用者等から意見を聴取し、また事業計画書における提案内容を自己評価し、市に提出し確認を受けるとともに、自己評価結果を事業報告書に記載し、次年度業務に反映させること。

9 その他、施設の管理運営に必要と認められる業務

（1）防犯・防火等の対策

- ・体育施設の出入り口や門扉、施設の施錠、開錠等の点検、確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また、退場時には特に火気の始末に留意すること。
- ・消防設備の配置状況等の把握、日常点検、消防訓練を行うとともに消防署の査察がある場合は、立会の上必要な是正措置を講じること。

（2）備品等の貸与

- ・各施設において備え付けられている備品については、指定管理者に無償で貸与する。ただし、パソコン等の情報機器、電話やファクシミリ等の通信機器、コピー機等は、必要に応じて指定管理者が調達すること。
- ・指定管理者が指定管理料で購入した什器・備品の所有権は市に帰属する。
- ・貸与する備品等の更新については、市と協議の上決定する。
- ・指定管理者は、備品管理に当たり備品台帳を整備するとともに、市の指示に応じて報告を行うこと。
- ・備品台帳は、市所有の備品と指定管理者所有の備品とに明確に区分すること。
- ・備品台帳には、品名、規格、金額（単価）、数量、購入年月日等を必ず記載すること。

(3) 車両の貸与

長柄運動公園内に保管されている、市が現指定管理者に各施設内整備や物品等運搬を目的として貸与している車両（軽ダンプカー）1台については、引き続き新指定管理者に無償で貸与する。ただし、定期検査、法定点検、燃料費、修繕費、自賠責保険、任意保険、重量税等に係る一切の費用は指定管理者が負担すること。

(4) ホームページ及びリーフレットの作成等

指定管理者は、施設のホームページを作成し管理すること。また、施設案内のリーフレットを作成し、市民に配布すること。なお、ホームページ及びリーフレットの掲載内容については事前に必ず市の承認を得ること。

Ⅲ 留意事項

1. 特定団体への管理運営委託

現指定管理者と天理市シルバー人材センターが管理運営委託契約を行っている天理市立三島体育館及び天理市立二階堂体育館については、地元の高年齢者が健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上、及び活性化に貢献するための就業拠点となっていることから、引き続き同団体と委託契約を行うこと。

2. 借地契約について

天理市立三島体育館及び天理市グラウンド・ゴルフ場の借地契約及び賃借料、天理市白川ダム運動場の他目的使用契約及び使用料の支払いについては天理市が行うものとする。

なお、令和8年度の借地料等については以下のとおり。

天理市立三島体育館 2, 405, 324円/年

天理市グラウンド・ゴルフ場 1, 564, 499円/年

天理市白川ダム運動場 2, 400, 000円/年

3. 機械警備業務について

機械警備業務委託契約を締結している施設については、機械警備を継続して行うこととし、現在の契約を引き継いで契約することを原則とする。ただし、指定管理者において契約を解約し又は変更する場合は、指定管理者の負担と責任において行うものとする。

4. 天理市体育協会事務所等の貸与について

現在、天理市体育協会に、事務所及び倉庫として貸与している天理市立総合体育館2階の2室については引き続き貸与させることとする。また、長柄運動公園内に設置されているプレハブ倉庫には、天理市体育協会に所属する各競技団体の機材・備品等が格納されている箇所があり、そちらに

についても引き続き貸与させることとする。

5. 天理市グラウンド・ゴルフ場について

日本グラウンド・ゴルフ協会が認定する認定コースの更新を行うこと。
(更新時期は令和9年度で5年毎に更新)

更新に要する費用は指定管理料に含まれるものとする。なお、更新に関する事務等は市と別途協議する。

6. 自主事業について

市民の施設利用環境水準維持の観点から、現指定管理者が実施している自主事業については可能な限り継承すること。

7. 業務の引継ぎ

(1) 指定管理開始時の業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期から円滑に支障なく業務が実施できるように、市や現指定管理者、関係機関等と引継ぎ業務を行うものとする。
なお、業務の引継ぎに要する経費については新指定管理者の負担とする。

(2) 指定管理終了時の業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

8. その他

- (1) 体育施設においては、市主催の大会、各種団体等（以下、「市等」という）による行事及び事業の実施が予定されている。指定管理者は、市等の事業実施に積極的に協力すること。
- (2) 指定管理者の本部機能は、天理市立総合体育館事務所に設置すること。
- (3) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別で定める場合は、市と協議を行うこと。
- (5) 指定管理者は、閉場している長柄運動公園内の天理市立水泳プール施設及び天理市天理ダム風致公園内の旧アーチェリー場の有効利用の提案、または市との協議に積極的に協力するものとする。
- (6) その他、本書に記載のない事項及び業務実施にあたり不明な事項については市と随時協議し、円滑な体育施設等の管理運営を図るものとする。